

第 6011 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月 2日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税の課税事業者

Q：消費税は、基準期間が1,000万円以下であれば免税事業者になっていましたが、1,000万円以下でも課税事業者になる場合があるとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

消費税の納税義務者かどうかは、原則として、その事業年度の基準期間（法人は前々事業年度、個人は前々年）の課税売上高が1,000万円超かどうかで判定して、1,000万円超であればその事業年度は課税事業者になることとなっています。

つまり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば、基本的に免税事業者になるのですが、例外的に特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合には、課税事業者になることとなっていますので注意してください。

特定期間とは、法人の場合は、その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間をいい、個人の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいいます。

つまり、この期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、課税事業者になるのですが、この場合には、課税売上高に代えてその期間に支払った給与等の金額の合計額によって判定することも認められていますので、課税売上高が1,000万円を超えていても給与等の支払額が1,000万円以下であれば免税事業者となることがあります。

この点に注意してください。

